

第9回滋賀県景観審議会広域的景観形成検討専門部会 議事概要

●日時：平成28年7月26日（火曜日） 14:00～16:00

●場所：滋賀県庁北新館3階多目的室3

●内容：〔議事〕

(1) 『太陽光発電施設に係る景観形成基準（素案）』について

(2) 『歴史的な景勝地としての景観形成に関する方策』について

〔報告〕

・『歴史的街道の景観形成方針』策定後の取組について

●出席委員：青山香菜委員、川崎雅史委員（部会長）、神吉紀世子委員（部会長代理）、
外園光江委員、平井利佐委員、福谷晃委員（7名中6名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局説明要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の説明は◆

【質疑応答】

〔議事〕(1) 『太陽光発電施設に係る景観形成基準（素案）』について

○素案の内容に、例えば近江八幡市のある地域で住宅の屋根にどれだけ設置してよいのかというコミュニティレベルの景観を配慮した事項まで含まれている。大規模なものが設置されるという状況とは異なる小規模な景観の話題も含めて、一気に全部に対応することを考えるということで理解してよいのか。スケール感が違うが、同じ基準を適用することで問題ないか。

◆琵琶湖周辺については、旧風景条例の時から広域の景観として重要な区域として位置付けており、この部分については眺望景観と同じような扱いをしている。各景観行政団体で使用可能な基準を提案していきたい。

○琵琶湖の周辺部で基準を作るという場合、同じ精度で検討すると制度的に抜けが生じる懸念が生じないか。この素案はローカルスケールのところに必要であるとか、この素案はもっと広い範囲を考えたときに大事になるがローカルスケールでは対応を要しないというようなことを組み立てて議論しないでもいいか。

◆景観影響調査以外の項目はローカルスケールの課題に関するものである。琵琶湖岸で同程度のレベルで一緒に取り組みを進めようということが広域的な取り組みになる。

○広域連携とは、どういう景観が県民の目に入っているのかを議論するのではなくて、隣同士の行政の方々の間のつなぎ役に徹するファシリテータですと言っているということ

か。

- ◆ 2種類あって、景観影響調査の方は対岸の眺望景観という観点が入っている。
- その対岸の話のときに、屋根にどういう角度で付くとかという話も多少はあると思うが、それよりももっと基本的な話を議論しておかなくてよいのか。
- 眺望景観の前段部分において、山梨県などのように、山林では、農地ではと言った、県としての考えが全体に謳われ、その後に各市町それぞれの地区等場所により細かい基準を示すという構成をとると分かりやすい。今回は、いきなり数値の基準が出てきている。県全体の考え方というものがどれだけ議論されてこの数値が出てきたのか伺いたい。
- ◆ 大規模な工作物に対する眺望景観については、滋賀県の琵琶湖を中心として守るべき 66 の視点場を定めてある。琵琶湖辺に 13m を超える工作物を設置するときにはこの視点場から見た景観への影響調査をさせるという合意を市と共有している。今回の提案は、その中に太陽光発電が対象となっていないので付け加えたいという議論である。琵琶湖の周辺地域については、景観上重要な区域として位置づけており、太陽光以外の建築行為を届出対象行為にしてきた。最近家庭用の太陽光発電やメガソーラーの普及が進んでいるため、景観行政団体で連携して同じような基準でチェックを行うべきではないかという課題に対応したい。景観行政団体協議会の事務局である県が作って、専門部会で審議をお願いしている。
- 琵琶湖周辺部分のみの話か。どちらかと言うと、歴史街道沿いのようなところに突然パネルがたくさん並ぶなど、景観上重要な課題があると考えているが、琵琶湖以外の地域については今後検討するのか、別の議論の機会を設けるのか。
- ◆ 景観行政団体協議会で、今年度太陽光に関しどのような取り組みをするかを協議し、琵琶湖以外の景観重要区域の部分についても提案したところ、琵琶湖周辺地域以外について歩調を合わせて取り組むべきということにならなかった。これを受けて今回は琵琶湖地域のみの課題として提案している。
- 県のエネルギー部局では、ある程度大規模な施設の建設予定などが掴めるのではないか。
- ◆ 土地利用の届出が出てくるものについては、掴めると思われる。計画段階ではエネルギー政策課の方でも把握できないと聞いている。
- 計画段階でこの基準が活用されないのであれば、あまり意味のないものになるのではないか。
- ◆ 今までは、届出もなく知らぬ間に建設されていた場合もあるが、今回示した素案によれば、景観法に基づく届出段階で事業者配慮基準を示し、指導することができるようになる。他の届出を要する工作物と同等として既に届出対象と扱っている市もあるが、太陽光として届出対象に特記しているのは草津市のみ。
- 太陽光発電を協力を推進しているエネルギー政策と連携しつつ検討を進める必要がある。

- 事業者大抵補助金を取得すると考えられるので、計画段階で補助金申請の動きを把握できる。補助金のゴーサインが出た段階で景観法の届出を出した時点で初めて計画を変えろと指導を受けた場合は事業者が苦慮する。何を県で用意したら、行政の担当者レベルで今まで紛糾してきた事項が少しでも楽になるのか、ということを考えなくていいのか。審議会場で数値を扱うだけでいいのか。
- 建築物以外のタイプもここ数年で一気に増えてきており、その中で景観を阻害する物も設置されるようになり、課題に上がってきたと認識している。エネルギー政策の中で進んでいることなので、エネルギーの方が優先だと言われると、景観サイドとして何も言えなくなってしまう。景観に関する案を検討する前の段階で、この審議会場で何を議論したらよいかということをもう少し整理した方が良いのではないか。
- ソーラーパネルの問題は、景観の問題として大きく認識がされてこなかった。エネルギー政策の推進優先の中で、景観を気にする人にとっては問題があったかもしれないが、パネルが景観を大きく損なうという話はあまりされてこなかった。例えば京都の場合、歴史的な地区などで屋根にパネルを載せることに早い段階で問題意識があった。逆に、農地等で大規模な平面的な設置がされることなどは、それほど大きな問題点でないという認識が前提かと思っていた。そんな中、草津市が景観法に基づき 100 m²、5 mといった認識を提示した。県としては、これを元にして景観行政団体が共通して基準にできる内容を作ってはどうかと考えた。琵琶湖周辺地域であれば、景観も優れているので、モデルケースとして最低限の数値基準を作成するのにコンセンサスを得やすいと考えたという県の認識でよいか。
- 場合によっては、歴史街道やその他の市町のエリアで、各市で考えていかなければいけないことである。ソーラーパネルの景観影響は、面積規模にもよるが、近景域での数値基準をある程度抑えておけば、距離が離れば影響はある程度抑えられる。そのため本来は、最低限のシビルミニマムのようなものを共通で議論しませんかという議論から始めるべきと考える。今後、委員の皆様の意見のような発展形を、景観行政団体協議会に投げかけていただく。ただしそこで声が上がらなければ発展形はなく、あるいは別の規制を行うという考え方も出てくかもしれない。市によって、温度差もソーラに関する認識も異なると思うが、そこは協議会場で議論していただくという認識を事務局は持っていたらいいということだ。
- ◆13 市それぞれが景観行政団体協議会になっているので、景観上重要な区域の考え方というのは13市それぞれが違う。琵琶湖周辺については、県が景観法制定以前から重視しており、県の考え方は各市の景観計画に引き継がれ景観重要区域にされている。この地域についての最低限の基準を作っていこうとしている。それ以外の各市が定める景観重要区域については、草津市のように独自の基準を定めるところもあると考えられるが、今回は協議会において県全体合意が取れている琵琶湖の周辺部の素案を作成した。

- ここで議論していく内容が各市に波及していく可能性はあるのか。
- ◆ある。
- 審議会の中では、日野町や豊郷町といった町域については意識しなくてよいのか。
- ◆今回審議会には琵琶湖周辺部のみについて提示しており、協議会でもこの議題で議論していきたい。
- 草津市だけを参考にしているのか。鎌倉や他府県でも厳しい基準の事例があると思われる。また、敷地の選定なのかモジュールの形態なのかによっても基準に記す事項が異なるが、数値の根拠の整理はできているか。
- ◆草津市が基準策定に当たり全国の事例を参考にしている。県の景観計画にある太陽光以外の工作物の基準との比較により今回の数字を提案している。
- 太陽光パネルで一番危機感をもつのは、森林の伐採についてである。森林が伐採されて山の南斜面一面にパネルが設置されている事例を見た。また、毎月耕作放棄地が太陽光施設に変わっていく。生け垣が配置されている事例も見ない。琵琶湖周辺の景観の一つの構成要素である山の南斜面の風景が変わっていくことを県民として危惧しているが、全体として、県として、農地はこうした方がいい、山地はこうした方がいい、水辺の周りはこうした方がいい、歴史的な景観についてもやっていくのでそこについてもこうした方がいいというようなことも必要なのではないかと思う。
- 地域別の太陽光発電施設のマスタープランというような考え方の前提の部分の部分を少し考えてはどうかという審議会の意見を、協議会にぜひ投げてもらいたい。今回の議論を期に発展していくことを期待する。京都においても、数年前まで景観計画に太陽光の基準はできていなかった。歴史的な地区に太陽光発電の計画が出てきた段階で、個々の案件を見ながら、「これではまずい」ということでメーカーとも協議しながら、基準を作った。「周辺の景観に併せながら、阻害しないためにはどのようなことがあるか」というアドバイスを個々にしていく中で、徐々にまとまりつつあるとの認識がある。
- 一つ一つ課題に応じて審議会で議論をしていければと思う。今日はあくまで素案なので、考え方の問題、プランニングの問題、地域との関係といったことも、今後、協議会に向けても県から発信してほしい。
- 住民側として議論の場に座ったことがあるが、地元では補助金の決定や景観の届出を事前に把握できているという位置づけの中で、「植栽してね」ということも早くに言えば言えたのに、スケジュールが遅くなれば言えなくなるということがある。先進事例を調査する際も、数字だけでなく、よりよい景観にするために工夫されている点を現在検討中のものも含めて調べることが望ましい。篠山市では、太陽光発電施設についても開発許可と併せて景観の協議を要することとしていたと思う。これを受けて、行政は開発をするなど言う訳ではないが、事業者が何回か地元に来て協議したと聞いている。協議システムをもっている市ならではの方法ではあるが、ストレスが少ないのであれば一つのいい方法である。数字で最小限の基準を守らせるだけではその他の問題が紛糾する場合は

あるので、どういった方法をとれば色々な人の思いが反映され、望ましい方向に向かうかということも考えてほしい。

- ◆開発許可の申請や、5条1項の届出があった場合でも、今はまだ基準がないので当課も何の意見もつけないが、基準が出来れば、そのタイミングで意見を付すことができると考える。
- 景観とは本来、多岐に渡る事項を総動員して対応すべきものである。既成の行政チェックや景観法に基づく届出よりももっと早いタイミングで事業者に留意を求められるシステムを作った自治体を参考にしてほしい。
- 大きな工作物の場合、彩度が6では結構色味が強く見える場合がある。暖色系も本来は3、4あたりがよいのではないか。そのあたりが協議会としての共通認識が厳しいかもしれないが県としてはより厳しく思っておいた方が良くかもしれない。青いものを黒いものにするのは効果的。取付け部分のエッジのアルミをシルバーからブラックに変えたものや、屋根瓦と一体的に見えるような製品も出てきている。無彩色をできるだけ推奨していった、淵の部分の彩度6の用の物でベタベタに塗るようなことをしないというように、基準としては最低限緩やかなものを作るとは思うが、指導は強めにしておいた方が良いのかと思う。
- モジュール面積が90㎡の場合は届出不要とのことだが、同じ事業者が90㎡を隣接して作る場合に指導ができるのか。
- ◆各行政団体が各景観条例や景観計画を改正することによって規制がされる。同じ事業者が隣接する場所に複数の施設を設置する場合の届出の考え方については、他の工作物に準じ同じ取扱いをすることとなる。
- 間に道路等を挟んでも一団地的に取り扱うのか。
- ◆それぞれの景観行政団体で一般的に工作物がどのように扱われているかによる。
- 陸屋根の場合、太陽光発電施設を完全にパラペットの中に納めることは難しい。ルーバー等で隠すとよいという基準になっているが、現実的にはほぼ屋上に設置できないということになる。
- ◆琵琶湖周辺部では、13m以下の勾配屋根で建築をしてほしいという考え方から、結果的にこの基準になっている。草津市の審議会でも、ルーバー自体景観形成上望ましい工作物化かという議論も出ていたように聞いている。
- 既存の建物に悪影響を及ぼす可能性もある。元々の基準の考え方を理解して新たな基準を盛り込むのであれば問題ないが、そこはもう少し条件を満たせば設置できるとしてもよいのではないか。

【議事】(2)『歴史的な景勝地としての景観形成に関する方策』について

※事務局より資料に沿って説明

【報告】『歴史的街道の景観形成方針』策定後の取組について

※事務局より資料に沿って説明